

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 振興計画（第十五条―第十六条の二）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二十九条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（振興計画に係る認定の申請）</p> <p>第十五条 組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項の規定により振興計画の認定を受けようとするときは、振興計画及び次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 振興計画の概要</p> <p>二 当該地区における当該業種の営業の概況</p> <p>三 振興事業に参加する者及び当該組合又は小組合の組合員数</p> <p>四 振興事業の効果</p> <p>2・3（略）</p> <p>（振興計画の変更に係る認定の申請）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 振興計画（第十五条・第十六条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二十九条―第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>（振興計画に係る認定の申請）</p> <p>第十五条 組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項の規定により振興計画の認定を受けようとするときは、振興計画及び次に掲げる事項を記載した申請書を、地方厚生局長に提出しなければならない。</p> <p>一 振興計画の概要</p> <p>二 当該地区における当該業種の営業の概況</p> <p>三 振興事業に参加する者及び当該組合又は小組合の組合員数</p> <p>四 振興事業の効果</p> <p>2・3（略）</p> <p>（振興計画の変更に係る認定の申請）</p>

第十六条 組合又は小組合は、令第六条第一項の規定により振興計画の変更に係る認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 変更の理由
- 二 変更事項の内容

2・3 (略)

(振興計画の認定等の報告)

第十六条の二 令第九条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

- 一 振興計画の認定をし、振興計画の変更の認定をし、又は振興計画の認定を取り消した組合又は小組合の名称
- 二 振興計画の認定をし、振興計画の変更の認定をし、又は振興計画の認定を取り消した年月日
- 三 振興計画の変更の認定をしたときは、変更事項の内容
- 四 振興計画の認定を取り消したときは、その理由

(削る)

(フレキシブルディスクによる手続)

第十六条 組合又は小組合は、令第六条第一項の規定により振興計画の変更に係る認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 変更の理由
- 二 変更事項の内容

2・3 (略)

(新設)

(権限の委任)

第三十条 法第六十四条の三第一項及び令第十条第一項の規定により、法第五十六条の三第一項及び第四項並びに令第六条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(フレキシブルディスクによる手続)

第三十条 (略)

(フレキシブルディスクの構造)

第三十一条 (略)

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第三十二条 第三十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一・二 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第三十三条 第三十条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二 二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

第三十一条 (略)

(フレキシブルディスクの構造)

第三十二条 (略)

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第三十三条 第三十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一・二 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第三十四条 第三十一条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)